

柳泉園組合への廃棄物の搬入停止について

平成30年12月28日付けで、柳泉園組合ごみ処理手数料条例第6条第2項第2号に基づき、下記のとおり廃棄物の搬入停止処分をしたのでお知らせします。

記

次の事業者は、柳泉園組合クリーンポートに許可をしていない産業廃棄物を搬入したことにより、柳泉園組合ごみ処理手数料条例第6条第2項第2号及び柳泉園組合事業系一般廃棄物搬入取扱要綱第8条第1項第3号の規定による違反をしたため、柳泉園組合への廃棄物の搬入を停止しました。

1 名称

東和産業株式会社

2 代表者氏名

代表取締役 芦澤 承謙

3 住所

東京都小平市花小金井一丁目36番1号

4 処分内容

柳泉園組合への廃棄物の搬入停止30日間

5 搬入停止期間

平成31年1月28日から同年2月26日まで